

第 12 回近畿地方年金記録訂正審議会総会

日時：令和 8 年 4 月 13 日（月）14:00～14:40

会場：大阪合同庁舎第 4 号館 2 階 第 2 共用会議室

○事務局

ただ今から、第 12 回近畿地方年金記録訂正審議会総会を開催します。

まず、第 12 回近畿地方年金記録訂正審議会総会に先立ちまして、令和 8 年 4 月 10 日付けで近畿地方年金記録訂正審議会委員として任命されました皆様方に、本日、任命通知書が交付されましたことをご報告いたします。内訳といたしましては、任期満了後再任の委員が 8 名となっております。

それでは、近畿地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介します。恐縮ではございますが、席の順にお名前のみご紹介させていただきますので、ご起立をよろしく願います。

寺島由花委員でございます。竹原庸起子委員でございます。土井文子委員でございます。岩崎寿英委員でございます。玉木敦子委員でございます。関孝子委員でございます。山本婦紗子委員でございます。木虎孝之委員でございます。梁沙織委員でございます。江村純子委員でございます。藤田裕紀子委員でございます。三野友行委員でございます。津留真弓委員でございます。平塚充孝委員でございます。西川敏恵委員でございます。森脇淑委員でございます。

以上、近畿地方年金記録訂正審議会の委員総数は 16 名でございます。

続きまして、事務局の出席者についてご紹介いたします。

近畿厚生局長の永田でございます。年金管理官の堀でございます。年金審査課長の走井でございます。同じく、年金審査課で調査を担当いたします、課長補佐の松田でございます。主任年金記録調査官の藤井でございます。同じく、主任年金記録調査官の横山でございます。管理係長の岸上でございます。調査係長の勝浦でございます。そして、私は、年金審査課の管理を担当いたします、課長補佐の岩本でございます。どうぞ、よろしく願います。

では初めに近畿厚生局長の永田よりご挨拶を申し上げます。

○近畿厚生局長

近畿厚生局長の永田でございます。

本日は、ご多忙中にもかかわらず、第 12 回近畿地方年金記録訂正審議会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

審議会委員の皆様方には、昨年度は 64 回の部会におきましてご審議をいただくなど、

年金制度の円滑な運営について多大なるお力添えをいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、近畿地方年金記録訂正審議会については発足後 11 年を経過するわけですが、この間、皆様方には年金記録訂正の妥当性について、中立的な立場でご審議をいただき、公平・公正かつ客観的なご判断をいただいているところでございます。

発足当時に比べ、請求件数は減少しているとはいえ、まだまだ請求がございます。私共といたしましては、今後とも皆様方のお力をお借りしながら業務を進めていく所存でございます。引き続き、年金記録の訂正の要否について、国民の皆様の目線による公平・公正なご審議、委員の皆様の専門的な視点によるご指導をお願い申し上げます。

最後に、皆様の益々の御多幸、御健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○事務局

続いて、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様は、お手元に配布いたしました資料のご確認をお願いします。

まず、上から本日の「第 12 回近畿地方年金記録訂正審議会総会 座席図」、「近畿地方年金記録訂正審議会 委員名簿」、「第 12 回近畿地方年金記録訂正審議会総会 議事次第」のそれぞれ一枚紙でございます。

続きまして、資料 1 「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、資料 2 「令和 7 年度 部会開催状況について」、資料 3 「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について（令和 7 年度）」、そして資料 3 の最後に参考資料として「近畿厚生局における処理期間の状況（令和 6 年度、令和 7 年度）」を準備しております。

また、これとは別に、記録訂正の関係法令や記録訂正に関する方針などをファイルに綴じた「委員資料集」を準備させていただきます。

それでは、第 12 回近畿地方年金記録訂正審議会総会の進行は、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第 3 条の規定に基づき、梁会長をお願いいたします。

それでは、梁会長、よろしく申し上げます。

○梁会長

会長の梁です。

私が、議長を務め、議事進行をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、本日の会議及び会議資料について、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第 9 条の規定においては、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

本日の議題は、特段、保護すべき個人情報や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断でき、非公開とする理由が認められませんの

で公開とします。

次に、本日の会議の議事要旨及び議事録についてですが、事務局は、本審議会の運営規則第12条第1項及び第2項の規定により本会議の議事要旨を作成し、会議資料と合わせて近畿厚生局ホームページで公開してください。併せて、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成し公開してください。

本日の会議の議事録の作成にあたり、本審議会の運営規則第12条第4項の規定により議事録の署名人を指定します。

議事録の署名人として、私の他に関委員と藤田委員の2名を指定します。事務局は、議事録の整理ができましたら、私と関委員、藤田委員に確認の上、署名をもらってください。

関委員、藤田委員には、どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、本日の総会の成立について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

年金審査課長の走井でございます。

本日の総会の出席委員数及び総会の成立についてご報告いたします。

地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項において、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されております。

本日の総会は、委員総数16名に対しまして16名の委員の方にご出席いただいております。同項の規定に基づき本総会が成立していることをご報告いたします。

○梁会長

それでは、議題1、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

本審議会の「会長代行」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてご説明いたします。

資料1「会長代行、部会に属すべき委員、部会長の指名について」の地方年金記録訂正審議会規則（抜粋版）をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされており、会長代行を置いています。

また、同規則第6条第2項においては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」とあり、同条第3項においては、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。

よって、会長は、同規則に基づき、本審議会の「会長代行」並びに「部会に属すべき委員」

及び「部会長」について指名をお願いします。

○梁会長

それでは、私が「会長代行」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名します。

本年度は、昨年度から委員構成に変更はございませんので、議事運営の円滑化を図る観点から、昨年どおりの体制とします。

事務局は、「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」を委員の皆様へ配付してください。

(事務局から各委員に資料「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」を配付)

ただ今配付した資料「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」をご覧ください。

まず、木虎孝之委員を会長代行に指名します。

木虎会長代行におかれては、私が出席できない場合や委員の改選期など、会長が欠けたときは、会長代行としての職務をお願いすることになりますのでよろしくをお願いします。

続いて「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名します。

本審議会には、4つの部会を設置することとし、

第1部会は、関委員、平塚委員、竹原委員と私の4名で構成することとし、部会長は私とします。

第2部会は、江村委員、玉木委員、三野委員、寺島委員の4名で構成することとし、部会長には江村委員を指名します。

第3部会は、木虎委員、土井委員、津留委員、西川委員の4名で構成することとし、部会長には木虎委員を指名します。

第4部会は、山本委員、岩崎委員、藤田委員、森脇委員の4名で構成することとし、部会長には山本委員を指名します。

委員の皆様におかれては、ただいま指名させていただきました部会長の下、近畿厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、よろしくをお願いします。

また、審議会は近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第2条の規定に基づき、必要の都度、私が招集することとなりますのでよろしくをお願いします。

以上をもちまして、本日本日予定していた議題は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項の1つ目「令和7年度部会開催状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは説明させていただきます。

資料2の「令和7年度 部会開催状況について」をご覧ください。

1ページには、令和7年度の近畿地方年金記録訂正審議会における、年金記録訂正請求にかかる部会の開催状況を記載しております。

また、2ページから5ページには、各部会の開催状況をそれぞれ記載しております。

まず、1ページの部会開催の回数でございますが、全体として令和7年度は64回開催し、各部会当たりの開催数は16回となります。

次に、付議件数でございますが、全体として153件付議させていただき、1回の部会で平均約2.3件の審議をいただいた状況となります。議決件数は全体で152件、前年度対比は5件増でございます。152件のうち、訂正が必要と判断されたものが80件で53%、訂正が不要と判断されたものが71件で47%、却下は1件ございました。

最後に、委員の部会への出席率でございますが、98.8%と非常に高い出席率でございました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、部会審議にご尽力いただきましたことを、この場をお借りしまして、御礼申し上げます。私からの説明は以上です。

○梁会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、ご質問やご意見などを頂戴したいと思います。

では、私から。特段、例年と大きく変わりありませんか。

○事務局

はい。

○梁会長

わかりました。では、他にご質問やご意見がないようでしたら、引き続き、報告事項の2つ目「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」事務局は説明をお願いします。

○事務局

それでは説明させていただきます。

資料3の「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」をご覧ください。

この資料は、令和7年12月18日の「第13回社会保障審議会年金記録訂正分科会」に提出されたものでございます。

まず、2ページ【制度別の受付件数】をご覧ください。

訂正請求の受付状況でございますが、平成28年度以降は、受付件数が5,000件前後で推移しており、令和3年度以降は、厚生年金の割合が95%程度を占めており、厚生年金の一括請求の割合が70%程度となっており、この傾向は今後も続くものと考えられます。

次に、4ページ【制度別・処理事案別の処理件数】をご覧ください。

令和6年度の全国における処理事案の合計件数は、4,417件となっており、厚生局で処理した件数が828件、日本年金機構の処理事案の件数は3,589件となっており、年金機構の処理件数は横ばいですが、厚生局の処理件数は減少傾向です。

次に、10ページ【(1) 厚生局処理事案に係る処理期間】をご覧ください。

令和6年度につきましては、全厚生局平均の処理日数は120.0日でした。近畿厚生局における処理期間の状況ですが、資料の最後の「別紙(参考資料)」をご覧ください。

令和6年度末時点では、平均日数は132.1日でしたが、令和7年度末時点では、136.4日と増加しております。これは標準処理期間103日以内での処理件数が増加している一方で、最長671日をはじめ処理に長期間要した件数も増加したのが原因です。令和8年度は、標準処理期間103日を目途に進めていきたいと考えています。

次に、11ページ【請求者区分別・被保険者の性別別】の円グラフをご覧ください。

令和6年度につきましては、全国の処理事案は合計828件でした。

その内、男性比率は480件で60%程度、女性比率は348件で40%程度と、依然として男性が高い傾向にあります。また、近畿厚生局における処理事案の男女比率においても、令和6年度及び7年度とも、同程度の比率で男性が高い傾向でありました。

次に、14ページ【請求期間の分類(事案類型)別】をご覧ください。

令和5年度、令和6年度ともに、事案類型のうち厚生年金の「①標準賞与額に係る訂正請求」が事案全体の65%以上を占めております。

一方、資料にはございませんが、昨今、事案類型の国民年金及び脱退手当金においては、減少傾向です。これは、近畿厚生局においても、同様の傾向であります。

次に、15ページ【請求期間の分類(事案類型)別】の棒グラフをご覧ください。

全国における事案類型別の訂正決定率でございます。上段が令和5年度、下段が令和6年度の比較グラフです。令和6年度の事案類型別の訂正決定率は、厚生年金の請求事案では67.6%、国民年金の事案では4.1%、脱退手当金の事案では33.3%となっております。脱退手当金の割合が高いのは、請求3件に対して訂正1件となっているためでございます。

次に、16ページ【請求期間(時期)別】の表をご覧ください。

厚生年金の請求期間が、平成15年4月以降で、請求件数が極端に多くなっていますが、これは、平成15年4月に総報酬制が導入され、年金給付に反映する標準賞与額に係る訂正請求が多くなっている原因と考えられます。

次に、21ページ【厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況】の円グラフをご覧ください。

厚生年金全体のうち、標準賞与額に係る訂正請求が924件で75%を占めている状況であり、「厚生年金にかかる適用法別の訂正状況」については、事業主からの一括請求や、何らかの資料から保険料控除が推認できた、厚生年金特例法による訂正が975件と全体の79.1%を占めています。

次に、24ページ【(1) 部会の開催状況(令和6年度)】をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会部会の開催状況でございます。

令和6年度においては、全国で422回開催され、839件審議がされました。

次に、26ページ【審査請求の受付・処理件数】をご覧ください。

令和6年度は合計39件で、資料にはございませんが、近畿厚生局分は6年度が7件、7年度は9件となっております。

最後に、29ページ【(1) 提訴の状況】をご覧ください。

令和7年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数は、厚生年金事案54件、国民年金事案20件、脱退手当金事案8件の合計82件でありました。なお、近畿厚生局においては、令和7年度に厚生年金事案1件が提訴されました。

以上が、年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等の説明となります。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、当審議会にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。

○梁会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、ご質問を頂戴したいと思います。

○木虎委員

資料3の26ページ、審査請求の受付件数のところで、近畿厚生局では令和7年度は9件とご説明があったかと思うのですが、それは上期だけで9件ですか。

○事務局

いいえ、令和7年度全体で9件です。

○木虎委員

年度ですね。わかりました。あともう一点、その審査請求の結果について、認容ですとか棄却ですとか、近畿分のデータはありますか。

○事務局

審査請求の結果につきましては、今後、各部会において事務局から正確な件数を報告させていただきます。

○江村委員

資料3の29ページ、提訴の状況のところで、近畿厚生局で1件提訴されたのご説明があったかと思うのですが、どのような概要ですか。

○事務局

令和5年度に1部会でご審議いただいた、標準報酬月額相違の事案です。

今後、どの部会においても訴訟を提起されるケースはございますでしょうから、できる範囲で情報共有をするよう努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○梁会長

私からもいいですか。事案の類型的な話は、本日の資料の傾向どおりかと思うのですが、近畿厚生局特有の傾向は何かありますでしょうか。

○事務局

当局でもやはり国民年金、脱退手当金の事案が少なくなってきました。

今は厚生年金の事案でも、賞与及び標準報酬の事案が60から70%になっておりますので、今後も、全国的な傾向と同様、当局においても同じような傾向でご審議いただく形になるかと思っております。

○梁会長

ありがとうございます。あと、他の部会の状況も聞きたいのですが、口頭意見陳述の実施件数はいかがですか。

○事務局

令和6、7年度は0件です。5年度もおそらく実施なしだったかと。

○梁会長

わかりました。他にご質問がなければ以上で終了いたします。

それでは、これをもちまして、近畿地方年金記録訂正審議会総会を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)